

紙の接種証明書に関する質問と回答一覧

No.	質問	回答
1	予防接種済証(または接種記録書)を持っていますが、改めて申請が必要ですか？	予防接種済証・接種記録書は国内で接種の事実を証明するものとして引き続き有効です。 国内で利用する場合は、接種証明書の発行申請を改めてする必要はありません。 ただし、海外での利用を予定している方は接種証明書の申請が必要です。
2	返信用封筒に貼付する切手の種類は？	接種証明書はA4サイズの改ざん防止用紙1枚ですので、返信用封筒が長形3号の場合、110円切手を貼り付けてください。速達・簡易書留をご希望の場合は、必要料金を貼り付けてください。切手の貼付がない場合、切手到着次第の交付となります。 普通郵便は土曜日・日曜日・休日に配達されず、投函から到着まで最短で2日かかります。速達郵便は土曜日・日曜日・休日にも配達されますので、お急ぎの場合は速達料金を追加で貼り付けてください。切手の料金については日本郵政ホームページをご確認ください。
3	接種済証(接種記録書)を紛失した場合は？	予診票のコピーを添付してください。 予診票のコピーがない場合は不要ですが、その旨をメモ等で分かるように明記してください。また、接種記録の確認ができない場合は、発行までに時間を要する可能性があります。
4	申請から交付までにかかる日数は？	申請書類の受理から証明書の交付まで1週間～10日間程の時間を要します。 お急ぎの場合は、渡航日や証明書の受取希望日を申請書に記載(あるいはメモを同封)し、申請・返信用の封筒に速達料金の切手を貼り付けていただきますようお願いいたします。 必要書類の不備や接種記録の確認が取れない場合は、さらにお時間をいただくことがあります。
5	窓口で申請したい。	申請は郵送のみとなっています。窓口(総合支所・出張所・まちづくりセンターなど)では申請・交付は行っていません。
6	1回目と2回目で異なる自治体で接種した場合の申請先は？	接種時点で住民登録がある自治体へ申請をします。 例) 1回目: 世田谷区に住民登録有 2回目: 世田谷区以外の自治体に住民登録有 1回目の接種証明書は世田谷区へ、2回目の接種証明書は当該自治体へ申請をします。
7	世田谷区外に住民登録があるが、「住所地外接種届」を申請し、世田谷区で接種した場合の申請先は？	接種時点で住民登録がある自治体へ申請をします。
8	「接種券のコピー」とは？ 2回接種が完了し、接種券の台紙にシールが残っていない場合、「接種券のコピー」は添付しなくてもよいのか？	接種券の台紙に残っている「診察したが接種できない場合」のシールや、宛名の下欄に記載されている「券番号」の部分をコピーして添付してください。接種済証が交付されている場合は、接種券のコピーと接種済証のコピーを1枚にまとめることもできます。
9	接種券を使用せずに接種した場合、「接種券のコピー」は添付しなくてもよいのか？	接種券を使用せずに接種した場合(医療従事者・職域接種など)であっても接種券の必要です。お手元がない場合は不要です。

紙の接種証明書に関する質問と回答一覧

No.	質問	回答
10	接種証明書申請書をダウンロードできない場合、記載する内容は？	<p>件名「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請書」 申請日 申請者氏名・フリガナ 申請者住所 申請者連絡先電話番号 請求者氏名・フリガナ 請求者住所 申請者と請求者の関係 請求者連絡先電話番号 申請の種類(1) (「日本国内用」または「海外用及び日本国内用」) 申請の種類(2) (「新規」または「再交付」) 接種記録(記載を希望する記録を明記してください。例「1回目から3回目まで」) 必着日(投函日から必着日まで2週間以内の場合のみ) 請求者本人が申請する場合、<input type="checkbox"/> は記載不要 1件の申請につき1枚作成してください。</p>
11	委任状をダウンロードできない場合、記載する内容は？	<p>件名「委任状」 宛先「世田谷区長あて」 記入日 委任者住所 委任者氏名 委任者生年月日 委任者電話番号 「私は、以下の者を代理人として、新型コロナワクチン接種の接種証明書に関する手続きを委任します。」 代理人住所 代理人氏名 代理人生年月日 代理人電話番号 1件の申請につき1枚作成してください。</p>
12	海外で接種を受けました。その記録を反映させることはできますか。	<p>接種証明書は、予防接種法に基づく新型コロナワクチンの接種を受けた方を対象に発行します。したがって、国外等で接種を受けた方(予防接種法に基づかない接種を受けた方)は発行の対象になりません。</p>
13	接種を6回受けたにもかかわらず、紙の接種証明書には5回分しか記載がありません。	<p>令和5年春開始接種(最大で6回目接種)の開始(令和5年5月8日)以降、当該接種証明書発行主体(各市区町村)が保存している接種記録が6件以上ある場合、そのうち直近5回分の接種記録が接種証明書に記載されるようになります。</p> <p>例えば、世田谷区に接種記録が6回分登録されている場合、直近の2～6回目の記録が記載されます。転出入により接種記録が複数の自治体に分かれて登録されている場合は、全ての接種記録が記載されます(世田谷区:1～2回目、A区:3～6回目)。</p>